

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 総務部
2 監査対象年度 平成26年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 香川国際交流会館の利用料金の改定について、指定管理者に対し地方自治法に基づく承認を受けさせる必要があつた。また、改定後の利用料金が、香川国際交流会館条例で定める額を超えていたものがあつた。（国際課）</p> <p>イ 契約について 古紙の売却に係る単価契約について、契約期間中における売却総額が50万円を超える見込みであり、予定価格調書の作成が必要であつた。（財産経営課）</p> <p>ウ 物品について (ア) パソコンのデータ消去処理を業者に発注していたが、事前に情報セキュリティ管理者（所属長）の許可を得る必要があつた。また、パソコンの払出日は、約定により業者に所有権が移転する日とすべきであった。（営繕課）</p> <p>(イ) 物品の照合検査について、具体的な計画を作成し、計画的に実施する必要がある。（財産経営課）</p>	<p>ア 収入について 利用料金改定時に承認を行っていなかったことについては、判明後、直ちに、指定管理者に対し地方自治法に基づく承認を受けさせた。 過徴収した金額については、指定管理者からおわび状を送付するとともに、利用者に対して返金を行っているところである。</p> <p>イ 契約について 今後は、契約期間中における売却総額を適切に試算し、必要がある場合は予定価格調書を作成するよう徹底する。</p> <p>ウ 物品について (ア) 「香川県情報セキュリティポリシー」及び情報政策課長通知に基づき、適正な処理を行うよう職員に改めて周知した。また、パソコンの払出日を所有権が移転した日に訂正した。</p> <p>(イ) 共用スペースや会議室で使用している備品の具体的な検査箇所が分かるよう照合検査計画に明記した。</p>